

**「声の市議会だより」をお届けしています**

市は、市民ボランティア団体「福生いとでんわ」と協働で視覚障害者（1・2級）の方に「声の市議会だより」（デイジー方式のCD版）をお届けしています。  
**○デイジー（DAISY）とは**  
 デジタル録音図書の国際標準で、聴きたいところをページや見出しですぐに検索できるなど、情報検索性に優れています。  
 専用の再生機が必要となりますが、利用対象者は日常生活用具として給付を受けられます（利用者一割負担）。

【問合せ】議会事務局庶務係 ☎ 551・1523

**スタントマンによる交通安全教室を開催します**

プロのスタントマンが交通事故を再現するスケアードストリートと呼ばれる交通安全教室を、中学生を対象に開催します。一般の方もどうぞご参加ください。安全運転や交通ルールを守ることの大切さを確認しましょう。

【日時】10月26日(金)午後2時20分～(開場2時)  
**【場所】**第三中学校校庭※授業中のため、入場は校庭の一部までとなります。雨天時は体育館での開催のため、一般公開はありません。  
**【問合せ】**安全安心まちづくり課地域安全係 ☎ 551・1691

**収納課からのお知らせ**

**▼10月の納税のお知らせ**

10月は市・都民税（第3期）、国民健康保険税（第4期）、介護保険料（第4期）、後期高齢者医療保険料（第4期）の納期です。納期限は10月31日(水)です。お忘れのないようご納付ください。

口座振替は10月31日(水)の予定です。※納期を過ぎると延滞金(年14.6%)が課されます。

**▼差押財産のインターネット公売にご参加ください**

市では、市税等の滞納処分として差し押さえた動産を現金化するため、インターネットオークション形式で公売を実施します。  
**【公売物件】**軽4輪自動車ほか  
 ※11月2日(金)午後1時から、ヤ



公売物件（軽自動車）

フーオークション・インターネット公売のホームページに公売物件写真が掲載されます。

【公売への参加は】11月2日(金)午後1時～16日(金)午後11時まで  
 ヤフーオークション・インターネット公売のホームページ (http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/tky\_fussa\_city) へ事前登録が必要です。

【入札期間】11月26日(月)午後11～11月28日(水)午後11時  
 ※市税等の納付状況によって公売が中止になる場合もあります。

**▼インターネット公売合同下見会を開催します**

【日時】11月3日(祝)午前10時～午後4時(予定)  
**【場所】**福生市役所1階ロビー  
**【参加自治体】**福生市、青梅市、あきる野市、羽村市、昭島市、瑞穂町  
**【問合せ】**収納課 ☎ 551・1578

**福生市まちづくりに資する寄附金（ふるさと納税）**

9月1日から30日までの間に厨子王(株)様、河内泰彦様ほか匿名で4名の

方から16万円のご寄附をいただきました。寄附金は、寄附者のご希望等に応じ、有効に活用させていただきます。(平成24年度累計20件・169万8千円)  
**【問合せ】**契約管財課管財係 ☎ 551・1535

**年金だより**

**▼「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます**

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。

平成24年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されます。年末調整や確定申告の際にはこの証明書と、平成24年10月1日以降に納付された保険料の領収書を添付してください。

また、平成24年10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付された方には、この証明書が平成25年2月上旬に送付されます。  
 なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えて申告することができます。  
**【問合せ】**控除証明専用ダイヤル（平成24年11月1日～平成25年3月15日） ☎ 0570・070・117（050または070）

から始まる電話でおかけになる場合は ☎ 03・6700・1130）、青梅年金事務所 ☎ 0428・30・3410

**▼「扶養親族等申告書」は期限までに提出しましょう**

老齢や退職を支給事由とする老齢年金などは、雑所得として所得税の課税対象とされています（障害年金・遺族年金は課税されません）。

課税対象となる受給者の方には、11月上旬までに日本年金機構から「扶養親族等申告書」が送付されますので、期限までに必ず提出してください。

**「扶養親族等申告書」が送付される方・・・**  
 ・年齢が65歳未満で年金額が108万円以上の方  
 ・年齢が65歳以上で年金額が158万円以上の方

この申告により、平成25年分の年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。提出を忘れると各種控除を受けられない場合がありますのでご注意ください。なお、年金以外に収入がある方は確定申告が必要です。

**【問合せ】**青梅年金事務所 ☎ 0428・30・3410

**平成23年度決算に基づく健全化判断比率等についてお知らせします**

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、自治体の財政健全度を測る指標として、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの指標）を算定しました。この算定結果により、健全化判断比率が早期健全化基準を上回った場合は、財政状況が黄信号の状況、さらに財政再生基準を上回った場合は、赤信号の状況にあると判断され、法律に基づき、財政健全化計画または財政再生計画を策定し、自治体財政の健全化を図ることとなります。

また、公営企業（下水道事業）の経営の健全性に関する指標として、資金不足比率を算定しました。資金不足比率が経営健全化基準を上回った場合は、経営状況が悪化していると判断されます。平成23年度決算をもとに算定した福生市の比率は下表のとおりで、いずれも早期健全化基準を下回りました。

**【問合せ】**財政課 ☎ 551・1534

**▼福生市の健全化判断比率**

区分		平成23年度 (平成22年度)	早期健全化基準 〔黄信号〕	財政再生基準 〔赤信号〕
実質赤字比率	一般会計等の実質赤字の標準財政規模※に対する割合	— (—)	13.09%超 (13.07%超)	20.00%超
連結実質赤字比率	すべての会計の実質赤字の標準財政規模※に対する割合	— (—)	18.09%超 (18.07%超)	30.00%超 (35.00%超)
実質公債費比率	一般会計等が負担する実質的な公債費の標準財政規模※に対する割合	2.4% (2.5%)	25.0%超	35.0%超
将来負担比率	一般会計等が将来的に負担すべき実質的な負債の標準財政規模※に対する割合	— (—)	350.0%超	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額がないため「—」となります。将来負担比率の数値は算定されないため「—」となります。  
 ※標準財政規模とは、市税や地方交付税などの自由に使える収入を標準化したものです。  
 ( ) 内は平成22年度の数値です。

**▼福生市の資金不足比率**

区分	平成23年度	経営健全化基準
下水道事業会計	資金の不足額の事業の規模に対する割合 — (—)	20.00%超

(注) 資金不足額が生じないため「—」となります。  
 ( ) 内は平成22年度の数値です。

**11月の無料相談**

**【問合せ】**秘書広報課広報広聴係 ☎ 551・1529 ※土・日・祝日を除く

相談内容	実施日	時間	場所	備考
人権身の上相談 ・行政相談	7日(水)	午後1時30分 ～4時30分	市役所1階 第1相談室	予約制、先着6人(1人30分) ※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
登記相談	1日(水)			
相続遺言等暮らしの手続き相談	13日(火)			
税務相談	22日(水)	午後1時30分 ～4時30分	市役所1階 第1相談室	予約制、先着6人(1人30分) ※相談日6日前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
法律相談	2日(金)・14日(水) 21日(水)・28日(水)			
交通事故相談	15日(木)	午前9時 ～午後4時30分	市役所1階 介護福祉課	予約制、先着6人(1人30分) ※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。 相談日以外は東京都民の声課 ☎ 03・5320・7733 へ。
少年相談	16日(金)			
介護保険相談	毎週 火～金曜日	午前9時 ～午後4時	市役所1階 介護福祉課	介護福祉課介護保険係 ☎ 551・1764
子ども相談	毎週 月～土曜日	午前8時30分 ～午後5時15分	子ども家庭支援センター(子ども応援館1階)	子どもと家庭の相談・児童虐待に関すること。 ☎ 539・2555
消費者相談	毎週 月・木曜日	午前10時～正午 午後1時～4時	市役所第二棟 2階第2相談室	シティセールス推進課産業活性化グループ ☎ 551・1699
心配ごと相談	毎月第二・ 第四水曜日	午後1時～3時	福祉センター	社会福祉協議会・成年後見センター福生 ☎ 552・5027
事業資金相談	8日(木)	午前10時 ～午後4時	商工会館 1階相談室	商工会 ☎ 551・2927 ※対象は市内の小規模事業者

**【そのほかの相談】** 市政・市民相談、国民年金相談、ひとり親家庭相談、健康相談、育児相談 (☎ 551・1511 市役所代表)、心の相談、成年後見制度相談、苦情相談、権利擁護相談 (☎ 552・2121 福祉センター)、教育相談 (直通 ☎ 551・7700)

※予約開始日が土・日・祝日の場合、翌日以降最初の平日からとなります。

**【安全安心まちづくり市民ひろば】次回の開催は** 犯罪のない、安全で安心なまちづくりを推進するため、話し合いやパトロールをしています。市内在住・在勤の方ならどなたでも参加できます。【日時】10月25日(木)午後7時～9時 【場所】 さくら会館2階第4集会室 【問合せ】安全安心まちづくり課地域安全係 ☎ 551・1691